

障がい者任免状況

令和6年6月1日現在

	1 法定雇用障がい者数の 算定の基礎となる職員数 (人)	2 障がい者の数 (人)	3 実雇用率 (%)	4 法定雇用率達成のために 採用しなければならない 障がい者数 (人)	備 考
市長部局	2,040.5	47	2.30	10	
教育委員会	575.5	20	3.48	0	
水道局	115	3	2.61	0	

※1 1欄「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合をもとに設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

※2 2欄「障がい者の数」とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の計であり、重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間勤務職員（1週間の勤務時間が20時間以上30時間未満）については1人分、重度以外の身体障がい者又は知的障がい者である短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

さらに、重度身体障がい者、重度知的障がい者又は精神障がい者である特定短時間勤務職員（1週間の勤務時間が10時間以上20時間未満）については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

※3 障がいの種別や程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障がい者であることや障がいの程度等が推認される恐れがあるため、非公表とする。